

インド進出における

法務の基礎知識

インドに会社を設立する際の申請手続、設立完了後の手続きについて解説する。

弁護士 琴浦 諒

第7回 事業拠点の
設立要件・手続き⑤

〈前号から続く〉

④ 会社設立申請（定款の作成ならびにe-Form 1, 18および32の提出）

インドにおいて会社設立を行う場合、e-Form 1, 18および32を提出する必要がある。

e-Form 18は、設立された会社の住所の登録申請のフォームである。同フォームの主な記載事項は、以下のとおりである。

- ・株主（発起人）の住所
- ・新会社の住所
- ・新会社の住所を所轄する警察署の住所

・商号承認申請の際の申請手数料のサービスリクエストナンバー（Service Request Number（SRN））

さらに、e-Form 18には、同フ

ォームに記載されている新会社の住所が真正であることについての会社秘書役や勅許会計士等による宣言書（Declaration）が、添付される必要がある。

e-Form 32は、取締役に関する情報の登録申請フォームである。

同フォームの主な記載事項は、以下のとおりである。

- ・取締役の人数（会社設立時）
- ・各取締役の取締役識別番号（Director Identification Number（DIN））

・会社秘書役の情報（その時点で会社秘書役が雇用されていない場合は記載不要）

・商号承認申請の際の申請手数料のSRN

さらに、e-Form 32には、各取締役による取締役就任についての同意書が添付される必要がある。

なお、インド企業省の二〇一一年七月二三日付通達（注1）によれば、同年八月一日以降、会社設立申請は、会社秘書役等の専門家によるe-Form 1, 18および32ならびに基本定款および附属定款の内容が正確であることの証明文言を付した上で行うことができ、その

の証明文言がある場合には、即日

（注1）インド企業省のウェブサイトにて閲覧可能。

ことら・りょう 2002年京都大学法学部卒業。2003年弁護士登録、アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所。2009年コロンビア大学ロースクールLL.M。2010年ニューヨーク州弁護士登録。インド現地の法律事務所での勤務経験を生かし、日本企業によるインドへの進出、現地企業買収、契約締結、労務管理、知的財産権管理等に関するアドバイスを多数行っている。

表 第1回取締役会決議での主な決議事項

- 取締役会の議長の決定
- 設立証明書の確認
- 会社の登記上の住所の確認
- 当初株式引受者（当初株主）の確認
- 会社の基本定款および附属定款の承認
- 会社の会計年度の確認
- 会社の社印の承認
- 会社の銀行口座の開設決定
- 当初取締役の確認
- 当初取締役による利益相反の情報開示（各取締役から会社に利益相反の有無についての通知を送付）
- 当初取締役がインド会社法274条1項の取締役欠格事由のいずれにも該当しない旨の確認（各取締役から会社に、自身が取締役欠格事由のいずれにも該当しない旨の誓約書を送付）
- マネージングディレクターやホールタイムディレクター（を選任する場合）の指名
- 最初の監査人の選任
- 会社設立費用を会社自身が負担することの承認
- 事業に必要な許認可や登録の取得手続（税務番号の取得を含む）についての取締役への授権

で会社設立申請が完了し、オンラインで設立証明書（Certificate of Incorporation）が発行される。なお、前記専門家による証明文言がない場合、設立証明書が発行されるのは（書類に不備がないことを前提として）申請から三〜五日後となる。

設立証明書は、最初に会社登記局の担当官の署名がないバージョン（PDFファイル）が発起人（またはその代理人）のメールアドレス

宛に送付され、その後、担当官の署名がなされた原本が、新会社の登記上の住所に郵送で送付される。許認可等の申請に際しては、担当官の署名がある原本のコピーの提出が要求されることが通常であるため、設立証明書の原本受領後は、適切に保管する必要がある。

⑤ 設立完了後の諸手続
法人としての会社の設立および登記は、前記④に解説したところまでで完了しているが、一般に、会社登記局から設立証明書を受領した後、事業の開始までに以下の手続きが必要となる。



- (1) 第一回取締役会の開催（銀行口座開設等重要事項の決定）
- (2) 第二回取締役会の開催（株券の発行等の決定）
- (3) インド外為法上の報告書の提出
- (4) 基本税務番号（PAN）、源泉徴収番号（TAN）等の税務番号の取得
- (5) 店舗および施設法（インドの労働法）に基づく事業所登録
- (6) （事業に許認可が必要な場合）必要な許認可、登録等の取得

(1) 第一回取締役会の開催
会社設立証明書を受領後、設立された会社は、通常直ちに第一回取締役会を開催する。通常、第一回取締役会において決議される代表的な事項については、表を参照されたい（なお、表に列挙されていない事項はあくまで例示であり、各会社の実情に応じてこれら以外の事項が決議されることもある）。

第一回取締役会の決議事項として特に重要なのは、会社の銀行口座の開設である。

前回解説したとおり、インドでは会社設立手続の完了後に資本金が払い込まれる（したがって、登録免許税を払い込まれた資本金で支払うということはできない）が、銀行口座が開設されなければ、株主からの資本金の払込みを受領することができず、会社の活動資金が得られないほか、株主に対して株券を発行することもできないためである。

インドで銀行口座を開設する場合、銀行から、当該銀行に銀行口座を開設する旨を決議する取締役会議事録の提出を求められ、かつその決議内容は、通常、銀行が指定する文言とする必要がある。そ

(注2) もし第1回取締役会で決議が漏れた事項がある場合、銀行口座開設/資本金払込み前であっても、2回目、3回目の取締役会を開催することは可能である。

(注3) 有価証券の保管業務を行う金融機関。

(注4) 既存株式を取得する方法で外国直接投資を行った場合は、Form FC-GPRではなく、Form FC-TRSと呼ばれるフォームを、インド居住者側(売主側)がインド準備銀行(RBI)に提出する必要がある。

のため、実務上は、口座を開設しようとする銀行から、あらかじめ当該銀行が指定する取締役会議事録文言書の提供を受け、その文言をそのまま取締役会議事録の決議事項として盛り込むという対応が一般に行われている。

銀行口座の開設完了後、新会社は、当該銀行口座に株主から資本金の払込みを受け、払込みを行った株主に対して株券を発行することになる。

(2) 第二回取締役会の開催

一般には、銀行口座が開設され、資本金が払い込まれた段階で、第二回取締役会が開催され、株券の発行および第一回取締役会で決議できなかった事項を決議する(注2)。

インドにおいて、株券は一定単位(一〇株、一〇〇株など)ごとに発行される必要はなく、一枚の株券で複数の株式をすべて表章することが可能である。そのため、ある株主が保有する株式すべてについて、一枚の株券のみが発行されるのが通常である。

インドの株券は、一般的な株券用紙(日本の統一手形用紙のようなもの)に会社が必要事項を記載

する形で発行されるのが通常であり、特殊な印刷等により発行されることはあまりない。

インドにおいて、株券は有価証券であり、いわゆる善意取得の対象となりうることから、日本と同様、株券の保管には十分な注意が必要である。実務上は(特に完全子会社の場合)設立した会社の側で保管してもらう対応が行われることもあるが、株券紛失時のリスクは会社ではなく株主が負うため、できる限り株主の側で保管するようにはすべきである(なお、保管料がかかるが、インド国内の第三者のカストディアン(注3)に株券の保管を依頼することも可能である)。

(3) インド外為法上の報告書の提出

設立された会社への資本金の払込みは、インドの外為法である一九九九年外国為替管理法(FEM A)上、外国直接投資(FDI)に該当し、インド準備銀行(RBI)への事後報告が必要となる。この事後報告の義務を負う者は(資本金を払い込んだ株主ではなく)設立された会社である。

会社への資本金の払込みは新株発行を伴うため、新株発行による



外国直接投資の報告として、Form FC-GPRと呼ばれるフォームを、株式発行から三〇日以内に、銀行を通じてインド準備銀行(RBI)に対して提出する必要がある(注4)。

実務上、Form FC-GPRは、口座を開設した銀行(資本金の払込みを受けた銀行)が主体となって、設立された会社に対して必要情報や添付書類の提供を依頼するなどし、銀行の側で必要書類を取りまとめた上で提出されることが多い。

(4) 税務番号の取得
インドにおいて事業を営むためには、各種税務番号の取得が必要となる。どのような税務番号が必要となるかは、設立した会社が営

む事業内容により異なるが、一般に日本企業の子会社が取得する税務番号は、以下のとおりである。

いずれの税務番号も、提出書類に不備がなければ、申請から一〜二週間程度で交付されることが通常である。

・基本税務番号(PAN)

インドにおける当局による納税管理の基本となる税務番号。当該会社の税務上のIDナンバーであり、すべての会社が取得する必要がある。

・源泉徴収番号(TAN)

インドにおいて源泉徴収を行う際に必要となる税務番号。すべての会社が取得する必要がある。

- (注5) 同法は州法であり、州ごとにやや内容が異なる。例えば、デリーにはDelhi Shops and Establishments Actが、ムンバイにはBombay Shops and Establishments Actが適用される。
- (注6) ただし、タミルナドゥ州など、いくつかの州では届出義務は課されていない。

・輸出入コード (Import / Export Code)

関税支払いに関連する税務番号。輸入または輸出を行う会社が取得する必要がある。日本企業の子会社は、インドで輸入販売を行うことが多いため、取得が必要なことが多い。

・中央売上税 (CST) 番号および付加価値税 (VAT) 番号

インドにおいて製造販売を行う場合、中央売上税 (CST) は製造を行った州と異なる州で

販売を行う際に、また付加価値税 (VAT) は製造を行った州と同じ州で販売を行う際に、それぞれ課せられる間接税である。インドにおいて製造販売を行う場合に取得する必要がある。

・サービス税 (Service Tax) 番号

インドにおいて役務の対価としてサービス料を受領する場面に支払う間接税であり、インドにおいて役務を提供する場面に取得する必要がある。



(5) 店舗および施設法に基づく事業所登録

工場以外の事業所(事務オフィス、営業所等)には、インドの労働法である「店舗および施設法 (Shops and Establishments Act)」が適用される(注5)。

同法上、使用者は事業所開設から一定期間内(期間は州により異なるが、多くの場合三〇日以内)に、当該地域を管轄する労働コミッショナー (Labour Commissioner) のオフィスの主任検査官 (Chief Inspector) に対し、当該事業所の概要について届出を行う必要がある(注6)。

一般には、(4)で述べた税務番号の取得と並行して、前記「店舗および施設法」に基づく事業所の登録が行われる。

事業所登録は、提出書類に不備がなければ、申請から二〜三週間程度で完了することが通常である。

(6) 必要な許認可、登録等の取得

設立した会社が営もうとする事業が、政府の許認可を要する事業である場合(例:通信、保険など)、事業の開始に先立ち、政府の許認可を取得する必要がある。

必要な許認可および許認可取得

申請先となる政府当局については、当該会社が営もうとする事業により異なるため、事前に弁護士等に相談するなどして、必要な許認可をリストアップしなければならぬ。

許認可取得の所要期間は、取得しようとする許認可の内容により異なるが、一般には短くても一〜二カ月程度、許認可によっては半年程度の期間がかかることもある。そのため、許認可を要する事業については、会社設立から事業開始までの期間を長めに見積もっておく必要がある。

(3) その他会社の事業開始に必要な準備

インドに設立した会社が事業を開始するためには、前述事項のほか、取引を開始する企業との契約書の作成、従業員との雇用契約および就業規則の作成など、さまざまな法務面での準備が必要となる。

そのため、会社設立後、速やかに事業を開始するためには、これらについても、あらかじめ弁護士やコンサルタント等に相談の上、会社設立手続と並行して準備を進める必要がある。